解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年九月三十日帯広市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十五日

北海道帯広市西二条南三四丁目二三番地

帯広市稲田下川西土地区画整理組合

代表清算人　増田　博

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十五日

東京都千代田区平河町二丁目五番五号

全国旅館業厚生年金基金

代表清算人　小原　健史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、平成二十六年九月二十四日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十五日

鳥取県鳥取市吉成南町一丁目二七番一三号

医療法人社団米本内科

清算人　米本　萬世

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年二月二十二日開催の臨時社員総会の決議並びに平成二十六年九月八日広島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十五日

広島県江田島市江田島町小用二丁目三番一一号

医療法人社団真次医院

清算人　真次　康雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年九月五日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十五日

北海道旭川市東光七条一丁目二番二〇号

医療法人社団中西外科泌尿器科医院

清算人　中西知瑛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北斗市中野通一丁目一一番、最後の住所北海道北斗市中野通一丁目九番一一一〇四号

被相続人　亡　木村　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

北海道函館市新川町二三番二五号共栄火災ビル四階米塚茂樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　米塚　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県和賀郡東和町土沢一区二〇八番地の二、最後の住所岩手県和賀郡東和町土沢一区二〇八番地二

被相続人　亡　小川　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

岩手県花巻市東和町土沢六区六四番地一

相続財産管理人　可児あさみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐関船町上関三三番地一、最後の住所福島県いわき市常磐関船町上関三三番地の一

被相続人　亡　千葉　清松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

福島県いわき市平字臼銀町六―七久企業第二ビル二階Ａ菅野哲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅野　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市住吉町一七番、最後の住所茨城県土浦市港町二丁目八番二二―四〇四号

マリーナガーデン土浦

被相続人　亡　成田　裕生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

茨城県土浦市文京町七番八号祐川直己法律事務所

相続財産管理人　弁護士　祐川　直己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市末広町一番地六、最後の住所群馬県高崎市鼻高町一〇六八番地

被相続人　亡　降幡　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

群馬県高崎市片岡町一丁目一―七

采女法律事務所

相続財産管理人　弁護士　采女　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田須田町一丁目三四番地三、最後の住所埼玉県川口市芝富士一丁目二四番一六号

被相続人　亡　佐野徳太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―三―一九

新高砂ビル三階　浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市池之上町二〇番地三、最後の住所埼玉県熊谷市籠原南一丁目一番地ハミーユ籠原南口一一〇六号

被相続人　亡　荻野　清裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県児玉郡神川町大字植竹六四九番地三、最後の住所埼玉県児玉郡神川町大字植竹六九五番地二

被相続人　亡　新井　啓司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

埼玉県熊谷市宮町二丁目一一八番地　末広不動産宮町ビル二階・三階　弁護士法人蔭山法律事務所熊谷支所

相続財産管理人　弁護士　福島　秀年

第１期決算公告　平成26年６月26日

東京都千代田区大手町二丁目１番１号

野村ＩＣＧ株式会社

代表取締役　船山　浩一

貸借対照表の要旨（平成26年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	475,688
	固定資産	24,173
	資産合計	**499,862**
負債及び純資産の部	流動負債	12,496
	負債合計	**12,496**
	株主資本	487,365
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	△12,634
	その他利益剰余金	△12,634
	（うち当期純損失）	（12,634）
	純資産合計	**487,365**
	負債・純資産合計	**499,862**